

川南町内のブロック塀等の除却 に補助します！！

子どもたちを守るため、川南町の避難路沿道における倒壊危険性が高いブロック塀等の除却を促進する補助制度を開始しました。

補助金について

最大10万4千円まで補助します。

※ただし①～③のうち、最も低い額が上限となります。

(消費税を除き、千円未満を切り捨てた額)

- ①ひとつの敷地につき10.4万円
- ②除却するブロック塀等の長さにつき1.2万円/m
- ③除却費用の見積額に 2/3 を乗じた額

対象となるブロック塀等について

次のすべてに該当するブロック塀等

- ・避難施設に至る道路(一般の交通に供するもの)に面したもの
- ・ひび割れ、破損、変色・風化、塀の傾き及びぐらつきがあり健全性が確保されていないと川南町の職員が確認したもの
(詳しい内容は川南町役場 建設課にご確認ください。)

ブロック塀等とは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀等

補助対象工事について

上記、対象となるブロック塀等の所有者による除却工事

(部分的な除却の場合は、歩道面からの塀の高さ80cm以下とすること)

補助に関する問合せは
川南町役場 建設課 建築係まで
Tel.0983 - 27 - 8013



川南町危険空家解体事業のご案内

川南町内の危険な空家等の解消を推進し、町民の生命や財産の保護と生活環境の保全を図るため除却工事費の一部を補助します。



危険空家【解体前】



危険空家【解体後】

補助金の額：補助対象工事の費用に10分の8を乗じて得た額で**50万円**を上限

①補助の対象となる危険空家

- ・そのまま放置すれば倒壊等保安上危険又は危険となるおそれのある状態にあり、周辺の住環境に悪影響がある建築物で、町が危険空家として判定したもの（住宅地区改良法により判定します）
- ・1年以上居住されず、かつ、今後も居住の見込みのないもの
- ・町内に存する建築物で過半を超える部分が住宅の用に供されていたもの
- ・構造が木造、軽量鉄骨造又は鉄骨造であるもの
- ・募集件数 令和5年度は、6件を予定

②補助対象者の要件

- ・危険空家の所有者、危険空家の共有者のうち代表者、又は財産管理人
- ・税の滞納がなく、暴力団関係者でない方
- ・所有者が登記名義人として登記されていること

③解体事業者の要件

- ・建設業法の許可を受けた川南町の事業者

※建設課では、危険空家の情報収集も行っています。

該当するのではと思われる空家がありましたら連絡をお願いいたします。

お問い合わせ先

川南町役場建設課 建築係 TEL0983-27-8013

川南町木造住宅建築物等地震対策促進事業のご案内

自分自身と家族の命守りたい...！

住まいの耐震化を すぐに始めましょう！

熊本地震本震は、発生確率が 0~0.9%でしたが、それでも住家全半壊が約 43,000 棟に及ぶ甚大な被害をもたらしました。宮崎県全域に甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震は、30 年以内に 70~80%で発生する可能性があります。明日起こってもおかしくありません。



お問い合わせ先

川南町役場建設課 建築係 TEL 0983-27-8013

あなたのお家の耐震化を進めましょう！

木造住宅耐震化の支援制度の内容

☆補助対象について

- 対象住宅：川南町に住所を有する者が所有し、川南町に所在する
昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 募集件数：令和5年度は、耐震診断5件 木造住宅耐震改修総合支援事業2件

ステップ1 耐震診断 最大13万円補助

- 耐震診断を実施する費用の一部を補助します。まずは、耐震診断を行い住宅の地震に対する安全性を確認しましょう。



ステップ2 木造住宅耐震改修総合支援事業

- ☆耐震改修設計+耐震改修工事のパッケージ支援
- 耐震補強工事を行うことにより、その工事費の一部を補助します。
(段階的に工事を行い耐震性を満足させる方法もあります。)

耐震改修工事

最大100万円補助

(消費税を除く工事費の80%)

段階的耐震改修工事

- 1段階 最大60万円補助 (消費税を除く工事費の80%)
- 2段階 最大40万円補助 (消費税を除く工事費の80%)